

## 皆野町伝統文化連絡会議 Q&A

- (1) 参加対象の「相当の期間受け継がれ」とは具体的にどれくらい？
  - ・ 戦前（太平洋戦争以前）を目安としています。なお、戦後から始まっている、町に定着している行事や祭りもあると思います。事務局までお声がけください。
- (2) 用具整備について、なぜ保存会が必須なの？
  - ・ 修繕すればそれで終わりではなく、保存会を中心に後世まで町内の行事や芸能、祭礼を伝え、活用を図る必要があると考えられるためです。
- (3) 公募は毎年行うの？
  - ・ 前年度実施事業の内容や進捗状況によって判断します。
  - ・ 特に、大規模な補助制度を活用する場合は、当該案件が完了するまで、同規模の採用が困難になる場合があります。
- (4) エントリーすれば用具整備について、必ず修理や整備は実現されるの？
  - ・ 補助金を活用する場合、申請には審査が伴うことがほとんどで、採択されないケースもあります。その場合は用具整備計画を修正し、再エントリーが必要になることもあります。
- (5) 公募時に予想しなかった、突発的な破損や緊急性が高い修繕が生じた場合は？
  - ・ 当該年度にエントリーした団体の場合は、他エントリー済み団体を含めて再協議を行い、計画を修正します。
  - ・ 当該年度にエントリーしなかった団体の場合は、エントリー済みの団体と協議を行うケースも視野に入れています。
- (6) 補助金の活用を考えているが、絶対にエントリーしなくてはダメなの？
  - ・ 最新の補助制度の知りたい場合や、団体が自主的に応募するケースで町や県への提出が定められている場合などでは、エントリーを必ずしも必要としません。事務局もお手伝いしますので、期間に余裕をもった上で、まずはお声がけください。